

## 見積合わせ案件

業務名	平成 29 年度 丹後・知恵のものづくりパーク施設自家用電気 工作物保安管理業務
業務施行場所	京都府京丹後市峰山町荒山 2 2 5 「丹後・知恵のものづくりパーク」
業務期間	平成 29 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日
業務内容	別添「 <a href="#">自家用電気工作物保安管理業務委託仕様書</a> 」（以下「仕様書」という。）のとおり
見積書提出期間	平成 29 年 3 月 24 日～3 月 28 日（持参の場合は 27 日まで） 9：00～17：00
見積書提出方法	郵送又は持参により下記まで提出してください。
見積書提出場所	公益財団法人京都産業 21 北部支援センター 〒627-0004 京都府京丹後市峰山町荒山 2 2 5 「丹後・知恵のものづくりパーク」内
見積合わせ参加資格	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 電気事業法施行規則（平成 7 年通商産業省令第 77 号）第 5 2 条の 2 で定める外部委託先の要件を満たしている者であること。</li> <li>② 見積書提出時において、京都府の指名停止を受けていないこと。</li> <li>③ 京都府内に本店又は支店等の事業所を有すること。</li> <li>④ 停電事故等が発生した場合、概ね 1 時間以内に到着し、対応できること。</li> <li>⑤ 上記のほか、電気事業法施行規則第 5 2 条から第 5 3 条の 2、経済産業省告示第 2 4 9 号、主任技術者制度の運用通達（原子力安全・保安院）及び「仕様書」に示されている事項を遵守する者であること。</li> </ul>
質問等受付期限	平成 29 年 3 月 27 日 17：00 電話又はファックスでお願いします。
担当	公益財団法人京都産業 21 北部支援センター（担当：角谷） 電話番号：0772-69-3675 F A X：0772-69-3880

## 自家用電気工作物保安管理業務委託仕様書

この業務は、電気事業法第38条第4項に規定する自家用電気工作物について、同法第43条に基づく同法施行規則第52条第2項の規定による「保安管理業務」の委託を行うもので、仕様は次のとおりとする。

仕様書上、公益財団法人京都産業21を甲、受託者を乙とする。

### 1. 業務名

平成28年度 丹後・知恵のものづくりパーク施設自家用電気工作物保安管理業務

### 2. 業務対象電気工作物

#### (1) 名称及び所在地

「丹後・知恵のものづくりパーク」

京都府京丹後市峰山町荒山225

#### (2) 需要設備の概要（「丹後・知恵のものづくりパーク」自家用電気事業者エリア図参照）

最大電圧	需要設備		k w
	受電に係る設備	予備発電装置	
受電電圧	6, 600V	電 圧	
受電電力	KW	出 力	
受電設備需要	1, 450KVA	定格容量	

### 3. 業務期間

平成28年4月1日から平成29年3月31日とする。

### 4. 乙が実施する保安管理業務は、次の各号とする。

- (1) 当該電気工作物の維持及び運用について、定期的な点検、測定及び試験（その細目及び具体的基準は、別表「巡視・点検・測定試験基準」のとおり。）を行い、経済産業省令で定める技術基準の規定に適合しない事項又は適合しない恐れがあるときは、とるべき措置について甲に報告すること。
- (2) 電気事故その他電気工作物に異常が発生し又は発生するおそれがある場合において、甲若しくは関西電力株式会社等より通知を受けたときは、事故原因を探し、応急措置を助言し、再発防止につきとるべき措置を報告するとともに、必要に応じて電気事業法第106条の規定に基づく電気関係報告規則に定める電気事故報告の作成及び手続きの助言を行うこと。
- (3) 電気事業法第107条第3項に規定する立入検査の立会いを行うこと。
- (4) 当該電気工作物の設置又は変更の工事について、設計の審査及び竣工検査を行い、必要に応じてとるべき措置について甲に報告すること。
- (5) 当該電気工作物の設置又は変更の工事について、甲の通知を受けて、保安規程「点検基準」に定めるところにより、工事中の点検を行い、必要に応じてとるべき措置について甲に報告すること。

5. 乙が定期的に行う点検内容は別表1「巡視・点検・測定試験基準」のとおり。  
その点検の頻度と内容は次のとおりとする。
- (1) 月時点検 毎月1回(設置・改造等の工事期間中は毎週1回以上)  
ただし、低圧絶縁監視装置を設置の場合は、隔月の点検実施でも可能。
  - (2) 年次点検Ⅰ 毎年1回実施
  - (3) 年次点検Ⅱ 3年に1回(年次Ⅰの内容も含む)  
<平成26年度実施のため、当該年度は実施しないものとする。>
  - (4) 臨時点検 必要の都度
  - (5) 外観点検は、電気工作物の運転を停止しない状態で梯子その他の用具を用いず到達できる場所から目視等により実施する。ただし、設備の状況により運転を停止して点検を行う。
  - (6) 点検・測定試験のうち、△印のものは、停電の影響、過去の実績その他の理由によって省略できる。
6. 甲の自家用電気工作物の保安管理業務を行うに当たり、乙は監視装置(絶縁監視装置)を設置することができる。
7. 前項の監視装置(絶縁監視装置)を設置した場合は、常に正常に稼動するように乙の責任の下にメンテナンスを行う。
8. 乙は、甲との連絡を確保するため、電話その他の装置を完備することとする。